一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和 8 年 3 月 4 日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
京都鞍馬口医療センター
院　長　　水　野　　敏　樹

1　概　要

(1) 契 約 名　テレビ共同受信施設保守管理業務委託契約
(2) 業務場所　京都市北区小山下総町 27 番地　JCHO 京都鞍馬口医療センター
(3) 業務内容　仕様書のとおり
(4) 参加条件　京都市内に営業所又はサービスセンターを有していること。
　　直近 3 年間で 1,000 世帯以上の同様の業務の受託実績があること。
(5) 契約期間　令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

2　競争参加資格

(1)独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第５条　経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

一　契約を締結する能力を有しない者
二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に揚げる者

(2)契約事務細則第６条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第６条　経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
二　公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
三　交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
四　監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由なく契約を履行しなかった者

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八　前各号に類する行為を行った者

２　経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

３　第１項の期間その他必要な事項は、別に定める。

(3)全省庁統一参加資格（令和７・８・９年度）において「役務の提供等」のＢ、Ｃ、Ｄ等級のいずれかに格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、近畿地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

3　入札手続等

(1) 担当部署（問い合せ先）

〒603-8151　京都市北区小山下総町 27 番地

JCHO 京都鞍馬口医療センター　経理課　契約係

電話 075-441-6101　内線 7014　E-mail keiri@kyoto.jcho.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和８年３月４日（水）～令和８年３月 19 日（木）

（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く　10 時 00 分～17 時 00 分）

※（1）の担当部署にて「機密保持に関する誓約書」（本公告に添付）と引き換えに交付する。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和８年３月４日（水）～令和８年３月 19 日（木）

（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く　10 時 00 分～17 時 00 分）

※（1）の担当部署に持参すること。（資料の作成に係る費用は提出者の負担とし、一度提出された資料は、当該経理責任者による競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできない。また、提出された資料は返却されない。）

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

令和８年３月 23 日（月）　10 時 20 分

独立行政法人地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター ５階 講堂

※入札書は上記入札日時に持参すること。

4　その他必要な事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金　免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(5) 手続きにおける交渉の有無　無

(6) 契約書作成の要否　　要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

3（1）に同じ

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3（3）により申請書および資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定をうけなければならない。

(9) 詳細は入札説明書による。

機密保持に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター
院長　水野　敏樹 殿

住　所（所在地）
氏　名（法人名）　　印
（代表者名）

電話番号　：（　　）　　－
E-mail　：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「当社」という。）は、「テレビ共同受信施設保守管理業務委託契約」の入札（以下「本件目的」という。）を行うにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

（機密情報の定義）

第１条　本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

(1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
(2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
(3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
(4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
(5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

（機密情報の取扱期間）

第２条　本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第３条　貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

２　当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

（機密情報の取扱い）

第４条　当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

２　当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

（機密情報取扱いの例外）

第５条　当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

(1) 顧問弁護士、会計監査人

(2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家

(3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署

(4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

（善管注意義務）

第６条　当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

（機密情報の返還）

第７条　当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

（損害賠償）

第８条　貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

（準拠法及び管轄裁判所）

第９条　本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

２　当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。